

市第 61 号議案 横浜市工業技術支援センター条例の廃止

1 趣旨

横浜市工業技術支援センター（以下「工技センター」という）は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止します。これに伴い、同センターの設置等について定める横浜市工業技術支援センター条例（昭和 38 年 12 月横浜市条例第 44 号）を廃止します。

2 背景及び理由

工技センターは、市内中小企業の技術力の高度化を支援するため、平成 6 年に金沢区に設置されましたが、次の状況を踏まえ、事業の見直しを行い、工技センターを廃止します。

- (1) 工技センターは、利用者が限定的であり、保有機器の老朽化・一般化が進み、利用が減少している状況です。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止を契機として、電話やメールなど来所以外の相談方法や、試験サンプルの配送によるやり取りが定着し、他の研究機関でも代替可能な状況です。

3 事業の見直し

現在行っている技術支援について、次のとおり見直します。

- (1) 試験分析・技術相談
より多様な機器を保有する神奈川県立産業技術総合研究所 (KISTEC) の利用を促します。
- (2) デザイン支援
I D E C 横浜において、ワンストップ経営相談等の既存の相談機能と連動したデザイン相談に取り組みます。
- (3) 技術者育成
めっき技能士の育成については、これまで実施主体となっていた神奈川県メッキ工業組合が、関東学院大学と連携のうえ引き続き取り組みます。

4 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

5 参考

工技センター概要

所在地：金沢区福浦 1-1-1（横浜金沢ハイテクセンター内）

現在の機能：中小企業への技術支援（公設試験研究機関）

主な業務：試験分析・技術相談（表面処理技術等）、デザイン支援、技術者育成

設置：平成 6 年「横浜市工業技術支援センター」として開設